

## 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（仮称）

※ I～Ⅲは、実行会議の最終とりまとめ及び認定制度（案）をベースに記載（指導の質・安全確保等の主な論点については、今後、会議で議論を深めた上で記載）。Ⅳ及びⅤは、現行ガイドラインをベースとしつつ、Ⅳ2の内容等を充実。Ⅵは、現行ガイドライン策定時の通知で示された内容等を反映。

### I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念 ※地域クラブ活動の在り方はⅡで記載
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - （1）基本的方針
  - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - （3）留意事項

### Ⅱ 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度
  - （1）趣旨
  - （2）認定の効果
  - （3）認定制度の内容（要件・手続等） ※詳細は別冊
  - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い  
※認定要件に準じて活動、休養日・活動時間等の遵守など

### Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - （1）地方公共団体における体制整備
  - （2）都道府県・市区町村・運営団体・実施主体の役割分担
  - （3）生徒が所属する中学校等との連携
  - （4）民間企業・大学・関係団体等との連携
- 2 各種課題への対応
  - （1）運営団体・実施主体の整備等
  - （2）指導者の確保・育成
  - （3）活動場所の確保
  - （4）活動場所への移動手段の確保
  - （5）生徒の安全確保
  - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参加促進等

### Ⅳ 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - （1）学校部活動に関する方針の策定等
  - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導・安全安心の確保  
（暴力・暴言・ハラスメント等の根絶やいじめ防止、事故防止等）
- 3 適切な休養日・活動時間の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- 5 学校部活動の地域連携等

### Ⅴ 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - （1）大会等への参加の引率
  - （2）大会運営への従事
- 3 生徒の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

### Ⅵ 関連する制度の在り方

- 1 教師の兼職兼業
- 2 教師の人事における部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における部活動・地域クラブ活動の取扱い

### 別冊資料

地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む）など

令和4年12月

# 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。**II～IVは公立中学校の生徒**を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ **教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・ **部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの 根絶の徹底
- ・ **週当たり2日以上**の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 1日の活動時間は、**平日2時間程度、学校休業日3時間程度**とし、**短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。**
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

## II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ **地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・ 競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保**
- ・ **学校部活動に準じた活動時間を遵守し、休養日の設定。**休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ **困窮家庭への支援**

## III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
  - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として、休日の部活動の地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

## IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し**
  - ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）